

日頃から私学振興についてのご意見等いただき誠にありがとうございます。
さて、先日平成一五年一月一六日にいただきました私立高等学校に対する
公費助成措置について、ご質問にお答えいたします。

まず、私立高等学校に対する国の助成額が小額で公私間較差を解消するには
ほど遠い金額にとどまっている理由につきまして、

学校の設置者は、その設置する学校の経費を負担することとなっており、私
立学校については、原則として、学校法人が管理運営に要する経費を負担する
こととなっています。そこに私立学校振興助成法に基づく経常費助成が実施さ
れ、相応の配慮がなされているところです。

そもそも私立学校は、私人の発意による抛出等に基づいて設立され、公立学
校には見られない特色ある教育を展開するという性格を有するものであるた
め、公立学校と同様な監督規制に服したり、それに応じて公的助成を受けるこ
とは、私立学校自体の存在の意義や制度的根幹にかかわる事柄となり、問題が
多いと考えられます。

しかしながら、私立学校の教育条件の維持向上や修学上の経済的負担の軽減
を図ることは、学校教育全体の充実のために重要なことであるので、私立学校
振興助成法の趣旨に沿って、今後とも大変厳しい財政事情ではありますが、私
学助成の充実及び私学振興の推進に努めていく所存です。

次に、公立高等学校と私立高等学校で地方交付税額に大きな格差が生じてい
る理由につきまして、

地方交付税額につきましては、総務省の所管事項ではありますが、文部科学
省においてもその充実について例年要請しており、地方交付税措置について、
昭和四五年度にはじめて八三億円が措置されてから、平成一五年度においては
五一四三億円とその充実に貢献してきたところです。今後その充実が図られ
るよう総務省に要請してまいります。

平成一六年一月二一日

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課長

栗山雅秀

大阪府私立中学校高等学校

保護者会連合会

会長 森 範子 様

総 財 交 第 2 号
平成 16 年 2 月 2 日

大阪府私立中学校高等学校保護者会連合会
会 長 森 範 子 様

総務省自治財政局交付税課長
坂 本 森



私立高等学校に対する公費助成措置について(回答)

平成 15 年 12 月 16 日付けでご要望のありました件について、別添のとおりご回答いたします。

私立高等学校に対する公費助成措置について

1. 地方交付税における平成15年度の公立・私立別の高校生1人あたりの基準財政需要額

平成15年度の生徒一人当たりの基準財政需要額の算入額（私立高校は定時制を除く）は、公立高校85万円、私立高校23万円となっている。

なお、平成15年度の国庫による私立高等学校助成の額は、5万円となっている。

2. 1の基準財政需要額の算定根拠及び算定方法

基準財政需要額は、地方交付税法に算定方法が定められている。詳細は別紙の通りである。

※ 上記の生徒一人当たりの基準財政需要額の算入額は、別紙の算定方法により計算した公立高校分の需要額の総額を、公立高校の総生徒数で除して求めている。

3. 公立と私立で1の基準財政需要額に大きな格差が生じている理由

公立高校については、その多くの経費は教職員にかかる給与費等であるが、これは、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下、「標準法」という。）により算定される教職員定数に単価を乗じる等により算定されている。このように、公立高校に対する地方交付税措置は、国の法令の基準に基づいて行っている。

一方、私立高校については、建学の精神に則った個性豊かな教育を展開しており、それぞれの設置者（学校法人）が授業料収入等で運営することが建前であり、その一部に対し、国や地方団体が公費補助をしている。

私学助成については、法律の基準が無く、交付税措置額は地方財政の状況を踏まえつつ、私学の運営経費の動向や保護者負担のあり方、国庫補助金の状況を勘案して設定している。

なお、私立高等学校助成経費に係る平成15年度の1人当たり単価については、国費が49,800円にとどまるところ、普通交付税は233,200円（4.68倍）となっており、毎年対前年度比2～3%着実な増額を図っている（⑪+3.0%, ⑫+2.2%, ⑬+2.9%, ⑭+3.0%, ⑮+2.0%）。

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号)

(基準財政需要額の算定方法)

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	三 教育費 3 高等学校費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 5 その他の教育費	教職員数 生徒数 生徒数 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
二十 高等学校の教職員	数道府県にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、教諭、助教諭及び講師の数を除く。）	人
二十一 高等学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該地方団体立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒の数	人

二十六 私立 の学校の幼 児、児童及 び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内 の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教 育学校及び特殊教育諸学校に在学する幼児、児童及び 生徒の数	人
-----------------------------------	--	---

- 3 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表に定めるとおりとする。
(測定単位の数値の補正)

第十三条

- 5 測定単位の数値については、第十項に定めるもののほか、地方団体の種
類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる
測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
道府県	三 教育費 3 高等学校費 (1) 経常経費	教職員数 生徒数	種別補正、態容補 正及び寒冷補正 種別補正、態容補 正及び寒冷補正
	(2) 投資的経費	生徒数	種別補正及び寒冷 補正
	5 その他の教育費	私立の学校の幼児、 児童及び生徒の数	種別補正

別表 (第十二条関係)

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	三 教育費 3 高等学校費 (1) 経常経費	教職員数 生徒数	一人につき 八、一三六、〇〇〇円 一人につき 七〇、〇〇〇円
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき 五四、三〇〇円
	5 その他の教育費	私立の学校の幼 児、児童及び生 徒の数	一人につき 二三三、二〇〇円

私立高等学校助成経費に係る単価の推移

(単位:円)

年度	63	5	10	14	15
国庫補助単価	37,450	42,400	39,020	47,610	49,800
普通交付税単価	115,400	155,800	205,100	228,700	233,200

